

新たな過疎対策法の制定等に関する要望

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を挙げてきたところである。

しかしながら、著しい人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

また、熊本地震の影響で過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況が続いている中、今般の令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受けており、今後、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月をもって失効することとなるが、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう新たな過疎対策法の制定において、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策法においても、現行法第33条の規定によるいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 仮に、新たな過疎対策法において、過疎地域の指定要件を満たさなくなった市町村（いわゆる卒業団体）に対しては、厳しい財政状況を考慮し、現行法における経過措置よりも措置期間の延長を行うなど、十分な経過措置を講じること。

令和2年10月 日

様

全国過疎地域自立促進連盟熊本県支部

支部長 上田 泰弘